

【NSW州】ワクチン接種完了者を対象とする各種規制緩和の日程前倒し(11月8日(月)から)等

【ポイント】

●NSW州政府は、新型コロナウイルスのワクチン接種完了者を対象に各種規制緩和の日程を前倒しし、11月8日(月)から実施すると発表しました(他家庭への訪問者の人数制限の撤廃等)。

●また、ワクチンの接種が完了していない人を対象に各種規制緩和の日程を後ろ倒しし、ワクチン接種率が95%に到達する日と12月15日(水)のいずれか早い日まで、ロードマップが発表される以前からの各種規制を引き続き遵守する必要があると併せ発表しました。

【本文】

1 NSW州政府は、ワクチン接種が予想を超える速度で進んでいる現状を受けて、新型コロナウイルスのワクチン接種完了者を対象に、各種規制緩和の実施日程を当初予定の12月1日(水)から前倒しし、11月8日(月)から実施すると発表しました。

2 ワクチン接種完了者(及び医療上の理由により免除されている人及び16歳未満の子ども)を対象に、11月8日(月)以降、以下の規制緩和が適用されます。なお、各訪問先では、引き続きQRコード登録及びワクチン接種証明の提示が必要です。

- (1) 他家庭訪問の人数制限が撤廃されます(現在は最大20人まで)。
- (2) 1,000人未満の屋外集会についてのすべての制限が撤廃されます。
- (3) 屋内プールはすべての目的での使用が再開されます。
- (4) 商業施設では、ワクチン接種完了者を対象に2平方メートル規則が適用されます(現行では4平方メートル規則が適用)。
- (5) ナイトクラブでは、ダンスフロアの営業が再開可能です。
- (6) 大規模な屋外施設(スタジアム、競馬場、テーマパーク、動物園等)及び娯楽施設(映画館、劇場等)では、人数制限が撤廃され、代わりに密度制限或いは座席数100%を上限とする制限が適用されます。ただし、ジムとダンスのクラスでは1クラスあたり20人が引き続き上限となります。

3 NSW州政府は、ワクチン接種が完了していない人を対象に、各種規制緩和の日程を当初予定の12月1日(水)から後ろ倒しし、ワクチン接種率が95%に到達する日と12月15日(水)のいずれか早い日まで、ロードマップが発表される以前からの各種規制を引き続き遵守する必要があると併せ発表しました。

4 マスクの着用に関する規則は、ワクチン接種率が95%に到達する日と12月15日(水)のいずれか早い日まで、ワクチン接種の有無如何に拘わらず、すべての人に適用されます。なお、現在のマスク着用に関する規制は、屋内施設・公共交通機関・空港・航空機内での着用が義務となっています。

5 NSW 州政府は、コロナ関連規制を一層緩和させ、経済活動を再開させるには、ワクチン接種の進展如何にかかっているとして、ブースター接種を含め州民へのワクチン接種を強く求めています。

6 制限内容は状況に応じて常に変更されます。規制の詳細や最新の情報はNSW 州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(1800 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(11月2日(火)州政府発表: ワクチン接種完了者を対象とする規制緩和の日程前倒し等)

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/doors-to-swing-open-as-nsw-continues-to-get-jab-done>

(ワクチン接種完了者に対する各種規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/stay-safe/rules/fully-vaccinated>

(ワクチン接種未完了者に対する各種規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/stay-safe/rules/not-fully-vaccinated>

(新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

○当館ウェブサイト

(9月27日(月)発表のNSW 州政府規制緩和計画(含: 12月1日(水)以降))

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210927nsw.pdf>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>